

協力金に関する協定書

中野区長（以下「甲」とする。）及び申請者である_____（以下「乙」とする。）は、中野駅周辺地区駐車場地域ルール（以下「地域ルール」とする。）及び中野駅周辺地区駐車場地域ルール運用基準（以下「運用基準」とする。）に基づき、乙の「_____計画（仮）」における附置台数の減免に伴う協力金に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象駐車場）

第1条 本協定の対象駐車施設の位置及び内容は、別紙、地域ルール適用申請書のとおりとする。

（協力金）

第2条 乙は、前条の駐車施設の附置台数の減免を行うに際し、金_____円を協力金として地域まちづくり施策の具現化に協力するものとする。

（納付時期等）

第3条 乙は、前条の協力金について、工事完了時から3か月以内に甲に対し納付するものとする。

納付金額	納付時期
円	年 月 日（工事完了時から3か月以内）

（納付手続）

第4条 甲は、前条に掲げる納付時期に基づき、乙に対し納付の手続を指定するものとする。

（使途及び管理）

第5条 甲は、乙から協力金の納付を受けたときは、その使途目的にそって適正に管理するものとする。

（返還）

第6条 乙が納付した協力金は、特段の事由（当該事由には、乙が地域ルール又は運用基準に基づき締結若しくは差し入れた書面に違反したことにより附置台数の減免を受けられなくなった場合を含まない。）がない限り返還しないものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し解決するものとする。また、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 中野区中野四丁目8番1号

中 野 区

中野区長 酒井 直人

乙 (所在地)

(名称)

(代表者)